

<p>(陳受21第4号)</p> <p>多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の存置」を求める意見書の提出に関する陳情</p>	
<p>受理年月日</p>	<p>平成21年8月26日</p>
<p>陳情者</p>	<p>吉祥寺南町2-3-15 バローレ吉祥寺1 801号 弁護士 小林 清</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	
<p>平成21年、東京地方裁判所八王子支部及び家庭裁判所八王子支部が立川市緑町の新庁舎に移転されました。</p> <p>立川市に物的人的にも拡充される裁判所が設置されるのは、多摩地域住民の司法アクセスの点から望ましいことですが、30自治体、400万人の人口を抱える多摩地域の裁判所は、東京地方裁判所本庁と同等の「本庁」とすべきです。</p> <p>また、司法サービスの充実を図るため多摩地域には当然複数の裁判所支部が設置されるべきであり、特に八王子・町田など南多摩地域を中心とする他多くの地域住民に利用されている八王子の地方裁判所及び家庭裁判所支部を現在の3分の1前後の規模で残置させることが市民のための司法を目指す司法改革の理念にも合致します。</p> <p>よって下記事項を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 立川市に設置される地方裁判所及び家庭裁判所を本庁とすることを求める趣旨の意見書を法務省、衆議院、参議院に提出すること。</p> <p>2 同地方裁判所及び家庭裁判所八王子支部の存置を求める趣旨の意見書を法務省、衆議院、参議院に提出すること。</p>	